



市民生活と密着した連携は、
どんなものがあるの？

小山広域保健衛生組合と栃木県県央浄
化センターにお話をうかがいました。



生活に密着した小山広域保健衛生組合

小山広域保健衛生組合は、地方自治法第284条第1項の規定に基づき、広域的な圏域の環境及び衛生に関する事務を共同処理するため、昭和58年4月1日に一部事務組合として設立されました。

設立の経緯：昭和37年9月3日設立の小山地区保健予防組合（小山地区結核検診組合）、昭和38年7月26日設立の小山地区環境衛生組合（小山地区し尿処理組合）及び昭和47年4月1日設立の小山地区広域行政事務組合を、昭和58年3月31日に解散し、同年4月1日これら3組合を統合して、小山広域保健衛生組合として設立されました。本組合は小山市、下野市、野木町、上三川町の2市2町において下表の事務を共同処理しています。

共同処理する事務に係る市町

施設名	市町名			
	小山市	下野市	野木町	上三川町
し尿処理に関する施設の建設及び管理運営	○	○	○	○
ごみ処理に関する施設の建設及び管理運営	○	○※1	○	—
斎場及び火葬場の建設及び管理運営	○	○※2	○	—
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する健康診断	○	○	○	—
休日急患診療施設の管理運営及び診療	○	○	○	○

※1 下野市旧石橋町の区域は、プラスチック製容器包装、可燃系資源、剪定枝に係るごみ処理に関する施設の管理運営及びマテリアルリサイクル推進施設の建設に関する事務に限る。(平成29年1月現在) ※2 旧南河内町・旧国分寺町

◆小山広域保健衛生組合 総務課
(小山市大字塩沢604番地)
☎0285-22-2809

◆中央清掃センター
(小山市大字塩沢576番地15) ☎0285-24-3194

◆南部清掃センター(野木町大字南赤塚1513番地2) ☎0280-33-3310

◆夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所(新小山市市民病院の東側)
(小山市神鳥谷2251番地7 小山市健康医療介護総合支援センター内)
電話：夜間休日急患診療所 ☎0285-39-8880
休日急患歯科診療所 ☎0285-39-8881



日々の生活を支える県央浄化センター（流域下水道）

流域下水道とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、終末処理場を有するものをいいます。流域下水道の事業主体は、原則として都道府県であり、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場等を流域下水道事業として建設管理しています。流域下水道に接続する市町村の下水道は、流域関連公共下水道と称され、当該市町村は各家庭との接続等の面整備工事を行います。これらの工事が完了すると水洗トイレが使えるようになります。

なお、下野市は、宇都宮市の南部と、上三川町の2市1町で構成される鬼怒川上流流域下水道中央処理区に属し、終末処理場は県央浄化センターとなっており、快適で暮らし良い居住環境づくりと都市河川の水質を保全するための施設です。

下野市の下水道普及率は平成27年度末で75.8%です。

栃木県県央浄化センター(上三川町多功1159) ☎0285-53-5694



つながッテルな！
条例24条
条例35条

(出資団体等) 第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

(広域連携) 第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。